

第3回板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	資料2-1
令和7年8月26日	

計画策定年度における検討部会の体制に関する変更案について

1 検討部会について

高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会（以下、「本会」という。）の下につく検討部会（以下、「部会」という。）として、計画策定年度において、「介護基盤検討部会」と「地域包括ケアシステム検討部会」の2つの会議体を開催している。
※それぞれの会議体が所掌する内容、構成員については、資料2-2「高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定検討部会について（案）」を参照

2 現体制の課題

- (1) 「介護情報基盤」の構築や介護人材確保に対する支援策等、高齢福祉や介護保険に関する新たな課題に対して、具体的な検討のプロセスが十分に確保できていない。
- (2) 本会と部会において構成員の一部重複があるため、参加にあたって委員の負担が生じているとともに、本会と部会の役割が不明確になっている。

3 課題を踏まえた解決策（案）

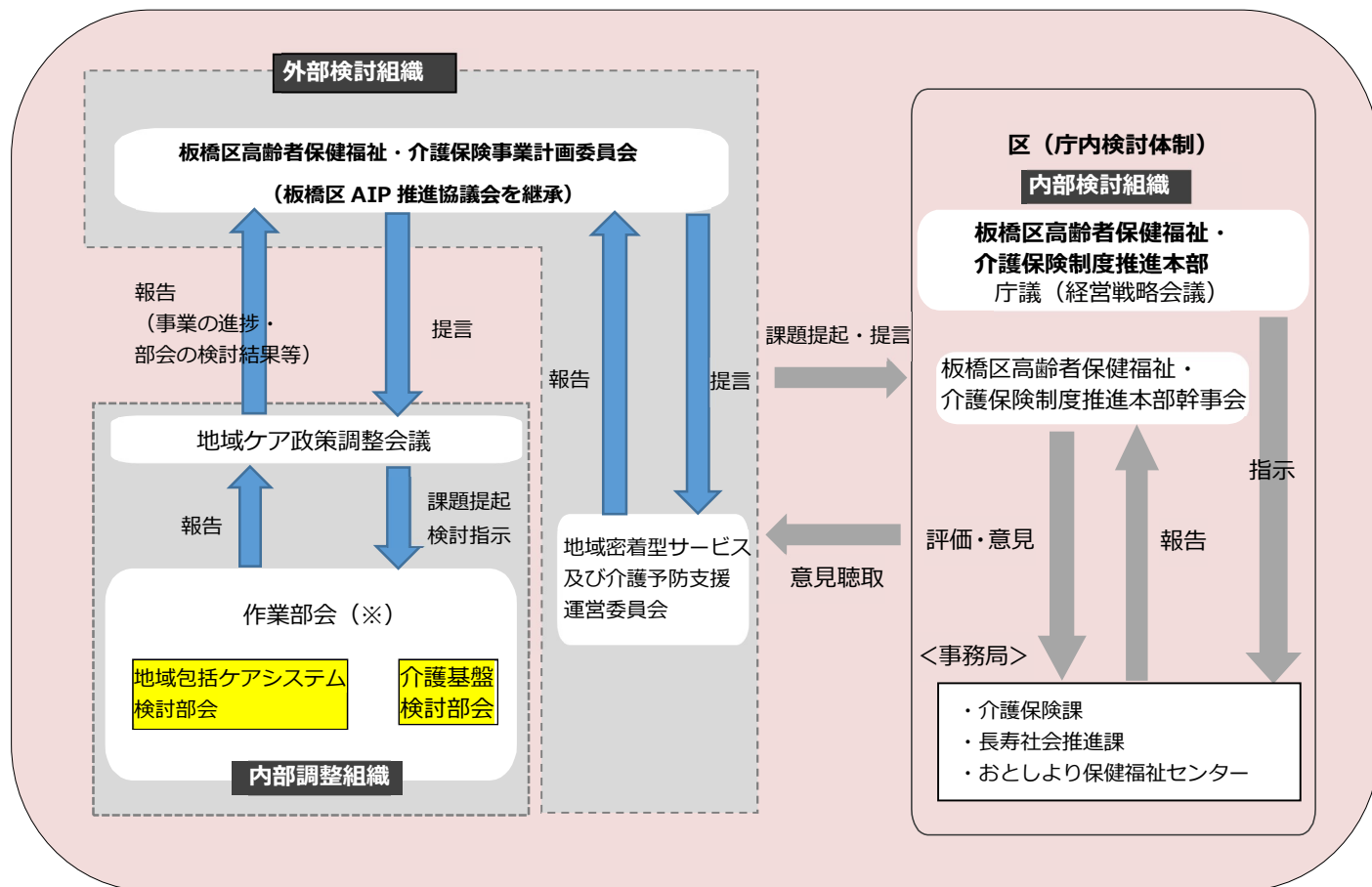
部会については、より具体的に施策・事業の検討・調整を行うため、それぞれの課題に応じた所管部署の職員により構成する会議体とする。

本会については、部会で検討した内容を報告する場とし、さらに外部委員の知見を生かしながら審議を行う会議体として、役割を整理していく。

また、外部委員から意見を聴取する機会を減らさないよう、部会で検討した内容について、本会の外部委員にメールまたは郵送により提供し、それに対する意見を聴取する。

さらに、外部委員から聴取した意見を踏まえ議論をし、その結果を本会に報告することでより議論を深めていく体制とする。

【事業計画策定のための体制（案）】



※計画策定年度のみ設置される「地域包括ケアシステム検討部会」「介護基盤検討部会」は、地域ケア政策調整会議の作業部会として位置付ける。

※「地域包括ケアシステム検討部会」「介護基盤検討部会」については、計画策定年度のみ設置する。

○参考（第9期策定時の体制（AIP 推進協議会を継承の部分のみ修正））

